

=====

◆◇「犯罪からの子どもの安全」メールマガジン vol.37 ◇◆

2011年9月30日号

=====

このメールマガジンでは、(独)科学技術振興機構 社会技術研究開発センター(以下、RISTEX)「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域が領域の活動報告をはじめ、各種イベント案内、国の取組み、問題に取り組む人々の紹介など、犯罪からの子どもの安全に関する様々な情報を毎月一回程度配信しております。

次回から配信を希望されない方、登録情報を変更したい方は、末尾をご参照下さい。

メルマガについてご意見やご感想、こんな情報が知りたい、こんな取り組みを行っているなど、皆様からの情報をお待ちしています！

◆◆ INDEX ◆◆

1. 研究開発領域・プロジェクトの活動紹介
2. 犯罪からの子どもの安全レポート
  - ・子どもへの性犯罪をめぐる国内の報道について
3. 「犯罪からの子どもの安全」WEB サイト更新情報
  - ・国の取組み情報
  - ・イベント情報
  - ・見どころピックアップ！
4. 「犯罪からの子どもの安全」WEB サイトアクセスランキング
  - 今月一番注目されたコンテンツとは・・・
5. 今月のキーワード
  - 里親制度

◆◆◆◆

東日本大震災で被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、皆様の安全と一日も早い復興をお祈りいたします。

9月に入ってから暑い日が続いていましたが、ようやく、朝晩の虫の声や店頭には並ぶ果物等に秋を感じられるようになりました。中秋の名月に空を見上げた方も多いのではないのでしょうか。

早いもので、このメルマガも今月で、発行から丸3年を迎えることができました。

登録アドレス件数も 1100 あまりとなり、ここまで来られたのも、ひとえに読者の皆さまのおかげだと思います。本当にありがとうございます。

さて、今月 8 日、警察庁より、上半期（1 月～6 月）の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況が発表されました。これによると、全国の警察が検挙した事件のうち、出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童は 133 人（前年同期比 8 人減）、コミュニティサイトを利用して犯罪被害に遭った児童は 546 人、（前年同期比 55 人減）とのこと。

特に後者は、統計を取り始めた平成 20 年以降、初めての減少です。これを受けて、警察庁では、「サイト事業者による監視体制の強化などの対策が奏功した」と分析しているようです（2011.9.8 日経新聞）。

「平成 23 年上半期中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」  
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h23/pdf02-1.pdf>

もう一つ、警察庁から、同じく上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について、統計資料が発表されました。サイバー犯罪の中でも、ネットワーク利用犯罪の検挙件数が過半数を占めています。罪名別の検挙件数の割合を見てみると、児童ポルノが大きな割合を占めており（14.0%、353 件）、児童買春と合わせると 20%以上となっています（2361 件中 564 件）。

「平成 23 年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について」  
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h23/pdf01-1.pdf>

今月は、このように、子ども達が性犯罪に巻き込まれたり、被害に合ったりすることを防ぐための国内の動きを、レポートでご紹介いたします。ぜひご覧ください。

---

## 1. 研究開発領域・プロジェクトの活動紹介

---

今月の領域およびプロジェクトの動きをご紹介します。  
まずは、領域の活動から。

領域 WEB サイトでは、先月 8 日に開催された、国際犯罪学会の報告ページを公開いたしました。登壇者の先生方の講演資料や、当日会場の皆さまにご記入いただいたアンケート結果も公表しておりますので、是非ご覧ください。

[http://www.anzen-kodomo.jp/column/kyoudou/20110909\\_symposium.html](http://www.anzen-kodomo.jp/column/kyoudou/20110909_symposium.html)

更に来月には、当日取材記事も掲載予定です。ご期待ください。

9 月 12 日には、第 33 回領域会議を開催しました。今回は、「犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発」プロジェクトと「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築」プロジェクトの実施者による

進捗報告を行いました。現時点でのプロジェクトの状況を確認出来たのはもちろんのこと、今後の方針や成果の創出に向けて、アドバイザーの先生方からも活発な質問や意見が出されました。

続いて、個別のプロジェクト活動についてです。

「系統的な『防犯学習教材』研究開発・実践プロジェクト」では、防犯リーダー育成のために地域住民を対象とした学習会を、9月13日に北海道岩見沢市で実施し、そこへ立ち会いました（サイトビジットしました）。

住民の方々だけでなく、自治体とも協働した検証はまだ始まったばかり。まずはプロジェクトでの取り組みを知っていただくことから始めています。

地域の方々のご意見に一つ一つ丁寧に耳を傾けていたのが印象的でした。

「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築」プロジェクトでは、着実に検証を重ねている模様が伺えます。発達障がいなどのある少年を地域でサポートするために、保護司などを対象として、研修会を3回実施しました。新たな地域にも積極的に働きかけ、対象地域を広げています。

秋といえば、学会やイベントの多い季節でもありますね。

今月は、多くのプロジェクト実施者が、日頃の成果を学会で発表したり、シンポジウムで講演をしたりしました。

来月末には、領域合宿が開催され、この領域に携わるプロジェクト関係者が一同に集まります。追って、皆さまの様子をお伝えしていきたいと思います。

---

## 2. 犯罪からの子どもの安全レポート

---

### ●子どもへの性犯罪をめぐる国内の動きについて

今月上旬、子どもへの性犯罪をめぐる大きな報道が2つありました。

まずは、大阪府が未成年者への性犯罪による刑務所出所者に対し、居住地の届け出を求める条例の制定を検討しているとの報道です。再犯防止を目指すこの条例、出所者への就職のあっせんなど、社会復帰のサポートを行うことも主な目的にしているそうですが、もし成立すれば、全国でも異例の条例となりそうです。

この検討中の条例案は、出所者に氏名や居住地、連絡先を府に届け出るよう求めるとのこと（義務化するか任意とするか未決定）。情報を被害者側に提供することは想定していないそうです。更に、子どもへ声をかけたり、威迫行為を行ったりすることについても禁止することを検討しており、有識者の意見を聞く等の検討を重ねて、来年2月に府議会へ提案することを目指しています。

次に、京都府では、「児童ポルノの規制に関する条例（仮称）」の制定が

検討されています。児童買春・児童ポルノ禁止法では、18歳未満の児童のわいせつ画像や動画について、提供する目的での製造・販売等の行為を禁じています。

単純所持の規制を盛り込んだ今回の条例案。

すでに規制をしている他地域では、13歳未満の児童のわいせつ画像や動画の単純所持を対象としています。今回の条例案では、年齢を18歳未満と引き上げることが特徴と言えます。また、正当な理由なく所持していた場合は、知事による廃棄命令を出せるようにしています。

京都府では、この規制の検討にあたって、昨年9月より学識経験者や弁護士、報道関係者、青少年育成関係者等で構成される「児童ポルノ規制会議」を設置し、インターネット関係事業者からも意見聴取を行いながら、議論を重ねてきたとのこと。

今月21日から来月7日まで実施されている定例会議にて、提案され、来年1月の施行を目指す予定です。

児童ポルノ規制条例検討会議検討結果報告書(PDFファイル,95KB)

<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/seisyo-02/resources/1301015618479.pdf>

京都府児童ポルノの規制に関する条例(仮称)(案)について

<http://www.pref.kyoto.jp/seisho/resources/1309827428947.pdf>

皆さんは、国内のこれらの動きをどのようにご覧になったのでしょうか。

大阪府の条例に対しては、刑期を満了した者への更なる制約に異論を唱える声がある一方、刑務所での矯正が現実には十分でない部分について、府が行政機関として面倒をみることは制度としては必要、との報道も見受けられました。

京都府の条例に対しては、府民から広く意見募集を行っており、その結果、「条例の公布・施行を早期に望む」という声がある一方で、「単純所持まで規制することは、児童虐待防止に対する効果も見込めず、表現の自由など、憲法違反にならないか。」「児童ポルノ対策として、新たな刑罰規制を行うよりも、児童ポルノが人権被害であることの教育・啓発や被害児童等に対するケアに力を注ぐべきである。」等の声も上がっているようです。

海外に目を向けてみると、性犯罪出所者の情報公開に関しては、米国において1994年にニュージャージー州で成立し、その後1996年に連邦法となったメーガン法(Megan's Law)があります。

常習性犯罪者から子どもを守ることを目的とした性犯罪防止法案で、この法律により、地域によって情報の内容に違いはありますが、性犯罪で有罪判決を受けた者の顔写真や、氏名、生年月日、住所、犯した犯罪の種類、人種等の詳細な情報をインターネットで閲覧出来るようになっています。

お隣の国、韓国でも、2010年より、未成年に対する性犯罪者の中で裁判所から身元公開命令を受けた者の、顔写真、氏名、生年月日、住所等の情報が、専用サイトで一般に公開されています。また、今年4月からは成人に対する

性犯罪者の中で、同じく裁判所から身元公開命令を受けた者の情報も、公開されるようになりました。

どちらの国においても、制度が近隣住民への注意を促すと共に、子ども達を再犯から守るための役割を担っている一方で、性犯罪者の社会復帰を事実上閉ざすこともあるという懸念や、プライバシー保護の問題が議論されています。

児童ポルノを巡っては、欧州連合（EU）各国が今年の6月に、違法行為に対してEU共通基準を設ける指令案を合意したそうです。この指令案は、児童ポルノが掲載されたサイトを閲覧したり、画像をダウンロードして個人のパソコンに保管したりする行為（単純所持）に対する罰則として、懲役・禁錮刑を科されるというものです。

このような、児童への性犯罪を巡る規制が進む中で、性犯罪者に対する矯正教育等も含めてどう社会復帰を考えていくのかが、重要になってくるのだと思います。

今年度内に再び大きく動く、この2府の取り組みに注目していきたいと思います。

（領域担当 S.T.）

---

### 3. 「犯罪からの子どもの安全」WEB サイト更新情報

---

#### 【更新情報】

#### ●国の取組み

第4期科学技術基本計画が閣議決定されました（内閣府）  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html>

国の規制・制度改革に関する意見の集中受付について  
【募集期間：9月1日～10月14日】（内閣府）  
[http://www.cao.go.jp/sasshin/kokumin\\_koe/index.html](http://www.cao.go.jp/sasshin/kokumin_koe/index.html)

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」  
を取りまとめました（内閣府）  
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/pdf/teigen2.pdf>

児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査結果について（警察庁）  
<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen1/shonen20110825.pdf>

暴力行為のない学校づくり研究会（報告書）（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/079/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/079/index.htm)

平成23年版厚生労働白書（厚生労働省）  
[http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/)

その他の取組みについてはこちら

→ <http://www.anzen-kodomo.jp/ministries/>

## ● イベント情報

平成 23 年 10 月 8 日 龍谷大学矯正・保護総合センター  
矯正・保護総合センター開設記念シンポジウムの開催案内  
「人間を大切にする刑事政策を求めて～ノルウェー犯罪学の実験～」  
<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=2677>

平成 23 年 10 月 9 日～10 月 10 日 金沢大学子どものこころの発達研究センター  
『自閉症のための諸科学の協働：脳・こころ・社会』金沢会議 2011  
<http://ristex-kanazawa.w3.kanazawa-u.ac.jp/pdf/chirashi1009.pdf>

平成 23 年 10 月 15 日 同志社大学ライフリスク研究センター  
「公開シンポジウム『無縁社会をいかに生きるか』」  
[http://liferisk.doshisha.ac.jp/symposium\\_111015.pdf](http://liferisk.doshisha.ac.jp/symposium_111015.pdf)

その他のイベントについてはこちら

→ <http://www.anzen-kodomo.jp/event/>



## 【見どころピックアップ！】

今回の見どころは、トピックスから、「Cat かふえ 特別座談会」です。

レポートでも取り上げたように、今月は国内において、子どもへの性犯罪をめぐる大きな動きがあった月でした。本領域では、長年子どもへの性的虐待・搾取の問題に取り組んできた 3 機関の方々による座談会、「『児童ポルノ』問題から子どもを守るために」を開催しました。

それぞれの立場からみた、児童ポルノの問題の現状とは。取り組みの中で見えてきた課題や、成果とは。是非、ご覧ください。

トピックス cat かふえ特別座談会  
「児童ポルノ」問題から子どもを守るために  
→ [http://www.anzen-kodomo.jp/pdf/ad\\_15.pdf](http://www.anzen-kodomo.jp/pdf/ad_15.pdf)

---

## 4. 「犯罪からの子どもの安全」WEB サイトアクセスランキング

---

### 【アクセスランキング】

☆1位 第4回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム 予稿集  
<http://anzen-kodomo.jp/column/kyoudou/sympo04/yoko.pdf>

2位 プロジェクト関係者インタビュー  
携帯電話、インターネット問題の怖さを子どもを見守る親の立場から  
伝えたい  
[http://anzen-kodomo.jp/pdf/ad\\_04.pdf](http://anzen-kodomo.jp/pdf/ad_04.pdf)

3位 プロジェクト関係者インタビュー  
毎日が厳しい現実との戦い 少しでも子どもを救いたい  
<http://anzen-kodomo.jp/pdf/col18.pdf>

---

## 5. 今月のキーワード

---

### 「里親制度」

東日本大震災後、震災孤児を支援するための動きの一つとして、里親制度が  
取り上げられていました。その一方、先月末には里子を虐待、死亡させたとして  
女性が傷害致死の疑いで逮捕されるという報道がありました。

里親とは、児童福祉法の中で定義されている、「保護者のない児童又は保護者に  
監護させることが不適当な児童であると認められる児童を養育することを希望  
する者」で、大きく以下の4つに分けられます。

- (1)保護者がいない子どもや保護者の病気や経済苦など、何らかの事情で保護者  
と暮らすことができない子どもを、保護者が子どもを引き取れるようになるまで  
養育する養育里親
- (2)養子縁組によって養親となることを希望する里親
- (3)3親等内の親族が、その子どもに限って里親となる親族里親
- (4)虐待などにより、心に癒さなければならない傷を受けた子どもなどを専門的に  
養育する専門里親

里親業務は主として児童相談所によって担われており、里親になれるのは、  
各要件を満たす「都道府県知事が適当と認める者」になります。

### 児童福祉法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO164.html>

### 里親の認定等に関する省令（厚生労働省）

<http://law.e-gov.go.jp/haishi/H14F19001000115.html>

### 里親が行う養育に関する最低基準（厚生労働省）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14F19001000116.html>

\*\*\*\*\*

「犯罪からの子どもの安全メールマガジン」

▼メールマガジンに関する各種変更、配信登録・解除はこちら

<http://www.jst.go.jp/melmaga.html>

▼ご意見・ご感想、お問い合わせはこちら

[c-info@anzen-kodomo.jp](mailto:c-info@anzen-kodomo.jp)

■発行日 2011年9月30日

■発行元

(独) 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域

領域 WEB サイト <http://www.anzen-kodomo.jp/>

社会技術研究開発センターWEB サイト <http://www.ristex.jp/>

\*\*\*\*\*